

定期報告支援サービス料について（説明）

【位置づけ】

定期報告制度は、報告者が特定行政庁へ報告する法律（建築基準法第12条）の義務ですが、許認可と違って報告制度の場合、地方自治法第227条の手数料が設けられません。よって報告者側が手数料を支払うことはありませんが、個別の事情で掛かる手数については自己負担することになります。そこで、手続きを行いながら個別の手数のサポートを行い円滑な受付をさせていただき為に支援サービスを設けております。

【主な支援サービスの内容】

- ① 定期報告書は完成された報告書が提出され、形式チェックの上、特定行政庁が手続きを行うこととなりますが、その際に不備が一切ないことが原則です。（不備があれば再提出が原則）支援サービスでは、形式チェックで不備があった場合でも、手続きを止めることなく不備部をお知らせいたします。
- ② 形式チェックの不備部について、修正の目途が立つよう出来る限りサポートいたします。受付日（報告日）の担保も可能です。
- ③ 合わせて、報告内容について、質疑・相談の回答やアドバイス、特定行政庁から疑義が生じないよう、極力サポートさせていただきます。
- ④ 修正完了（又は不備の無い）報告書を特定行政庁へ正式に送りますが、同じ報告書（受付印を押したものを報告者（代理人宛て）にお送りいたします。
- ⑤ 特定行政庁より疑義があった場合、取り次ぎし対応のアドバイスをさせていただきます。
- ⑥ 特定行政庁の手続きが完了した場合、報告済証（ワッペン）を発行しお送りいたします。

【注意事項】

- ① 支援サービスは、一般財団法人 大阪建築防災センターが行うサービスとして料金を頂戴いたします。
- ② 過度な支援サービスが必要となる場合は、追加料金を頂戴する場合がございます。（例えば、修正対応で相当な作成支援等のサポートが必要な場合など）
- ③ 1か月以上にわたり、修正対応が滞った場合、連絡をいただけない場合（不通の場合）は、サービスを停止し、報告を取り消す場合がございます。
- ④ 支援サービスの申し込みを行わない場合は、上記のサービスの対応は一切致しかねますので、特定行政庁の指示に従って、掛かる手数についてはご自身でご負担ください。

以上